

## 優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

# 企業再生税制の特例の見直しと延長

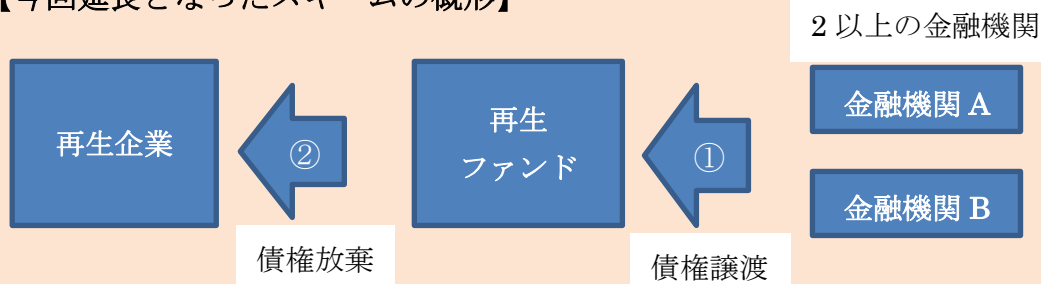
再生中の法人が金融機関等から債権放棄を受けた場合に、その法人は債務免除益を認識することになりますが、その債務免除益が大きいと法人税等が発生してしまう場合があります。

従来より、一定の要件を満たした上で、債権放棄が2以上の金融機関からである法人については、法人税の計算上で本来損金にすることができない評価損や期限切れ欠損金を損金とすることが認められています。

この制度について、平成25年度税制改正の際に2以上の金融機関から債権譲渡を受けた事業再生ファンドが債権放棄をする場合にも適用できることとなっておりましたが、平成28年3月で期限を迎えたため、次のような見直しを加えた上で、3年間延長されています。

- 平成21年12月4日から平成28年3月31日までに条件変更をした債務の弁済に係るものであることの追加
- 確定申告書の添付書類について、次の変更を行う。
  - ・計画書の記載事項における再生債権の取得対価の額の除外
  - ・第三者による確認書類の記載事項について再生債権の取得対価の額が適正であることを確認した旨の追加

### 【今回延長となったスキームの概形】



※ 以上の金融機関から債権放棄を受けた場合等については、従来どおり引き続き適用があります。